

表 4 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	FAX	井原市役所（危機管理担当）、消防等
被害情報	情報収集班	FAX	井原市役所（危機管理担当）、消防等
避難準備等について	避難誘導班	口頭伝達	施設職員・利用者
避難開始等について	避難誘導班	口頭伝達 FAX	施設職員・利用者 井原市役所（子育て支援課・危機管理課）、消防等

3 [避難誘導に関する事項]

1) 避難誘導等

井原市指定緊急避難場所へ避難誘導する。

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、近隣の待機場所高屋中学校に待避する。

立ち退き避難が危険な場合には、施設のホールへ避難誘導する。

2) 避難基準

①市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難指示等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・避難開始基準：高齢者等避難・避難指示発令

②自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・崖の表面に水が流れ出す。
- ・崖から水が噴き出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・崖からの水が濁りだす。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・崖に割れ目が見える。
- ・斜面が膨らみだす。
- ・地鳴りがする。